

議案第 77 号

平成 30 年度 亀山市 水道事業 会計 剰余金の 処分 及び 決算の 認定 について

平成 30 年度 亀山市 水道事業 会計 未処分 利益 剰余金 377,480,428 円のうち 100,000,000 円を 減債 積立金に、126,497,903 円を 建設改良 積立金に 積み立て、150,982,525 円を 資本金に 組み入れるものとし、併せて 平成 30 年度 亀山市 水道事業 会計 決算について、別紙のとおり 監査 委員の 意見を 付けて 認定に 付する。

令和元年 8 月 30 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

平成 30 年度 亀山市 水道事業 会計 決算書 及び 決算 審査 意見書

提案理由

剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。